

# 鳥取縣公報

## 規 則

### ◇鳥取縣規則第八十号

昭和二十五年六月鳥取縣規則第四十二号鳥取縣會計規則の一部を次のように改正する。

昭和二十五年十月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

### 鳥取縣會計規則中改正規則

第二十六條第二項中「縣稅賦課徵收條例及び縣稅賦課徵收條例等施行規則」を「縣稅條例及び縣稅條例施行規則」に改める。

第三百三十三條第一項の次に次の二項を加える。

- 2、特に歳入金の收納を命ぜられた縣出納員は收納の日又は翌日出納長又は主任縣出納員に現金引繼簿（第三十一号の二）により現金を引繼がなければな

昭和二十五年十月二十七日  
第二千五百五十五号

金 曜 日

本書ノ本サハ國定規格A五判

らない。但し出張先において現金を收納したときは帰庁の日又はその翌日とする。

- 3、遠隔地の出張所、事務所、試験場等に駐在する前項の縣出納員がその收納した現金を前項により引繼ぐことができないときは第三百三十四條の規定により縣金庫に払込みの上その都度領收報告書（第三十一号の三）を收支命令者及び出納長、主任縣出納員に提出しなければならない。

第三百三十三條の次に次の一條を加える。

第三百三十三條の二 前條第三項により処理した縣出納員は領收証書原符及び現金出納簿（第五十五号）について毎月一回以上、收支命令者の檢閲を受けると共に払込済金額について出納長又は主任縣出納員に現金引繼簿（第三十一号の二）により後引繼の手

続きをしなければならない。  
領收証書用紙の授受は領收証書用紙引繼簿(第三十一号の二)により出納長又は主任縣出納員の責任においてこれを行わなければならない。

2、縣出納員が第三百三十三條第三項により縣金庫へ払込む場合所屬庁、廳の所轄縣金庫と異なる地にあるときは、振替納金請求書(第十三号)に納付書(第十四号)及び現金を添え一最寄の縣金庫に払込むことができる。

第三百六十二條中「縣金庫は知事の指定する」の次に「地及び」を加え、「庁廳へ」の次に「派出所を設け又は」を加える。

第三百六十五條に次の一号を加える。

三、取まとめ郵便局より縣税にかゝる領收済通知書

(正本)の送付を受けたとき。

第七十條第一項中「出納長及び縣出納員又は收納事務を取扱う市町村その他の者より」を「出納長及び縣出

納員又は納税者その他の者より」に改め同項を第四項とし次の三項を加える。

縣金庫は取まとめ郵便局より縣税にかゝる公金振替貯金払込高通知書に添え領收済通知書(正本)の送付を受けたときは兩者の記載金額を対照した上領收済通知書に認印をなし速やかに所轄地方事務所又は縣稅事務所の主任縣出納員に送付しなければならない。

2、縣金庫は振替貯金口座より別に定めるところにより払出しするものとする。

3、縣金庫は公金振替貯金払込高通知書を受けたとき又は振替貯金口座より払出したときは振替貯金受払整理簿(第六十三号の二)に記入整理をなし、これが内容を明瞭にしなければならない。

第七十條の次に次の一條を加える。

第七十條の二 縣金庫は縣税にかゝる郵便振替貯金より生じた貯金利子をその都度納付書(第十四号)により納付しなければならない。

00436

訓令

鳥取縣訓令甲第二十四号

2、縣金庫は前項の手続をしたときは領收済通知書に郵便振替貯金利子計算報告書の寫を添え所屬廳長に報告しなければならない。  
附則  
この規則は公布の日から施行する。

各部部長  
各廳長  
各收命令者  
出納局長  
縣出納員  
縣金庫

昭和二十五年六月鳥取縣訓令甲第九号鳥取縣會計規則に規定する書類及び帳簿の様式の一部を次のように改正する。

昭和二十五年十月二十七日

鳥取縣知事 西尾愛治  
原符(複寫上部) (B列六号)

收支命令者 縣出納員 昭和 年 月 日 何々金庫払込済日  
第 号 領收証書  
納人 殿  
一金 但し  
上記金額領收致しました。  
昭和 年 月 日  
所屬庁廳  
出納長(縣出納員)  
取者氏名 印

(複寫下部)  
第 号 領收証書  
納人 殿  
一金 但し  
上記金額領收致しました。  
昭和 年 月 日  
所屬庁廳  
出納長(縣出納員)  
取者氏名 印

00437

備考

- 1、領收金額の内訳が二以上にわたるときは但し書に適宜内訳欄を設けるものとする。
- 2、この領收証書は複寫式とし五十部綴りを一冊とする。
- 3、記載事項に誤りを生じて不用となつた場合といえども切り離すことなく原符に添付しておくこと。
- 4、番号は一連番号としなければならない。

様式第三十一号の二(B列五号)

領收証書用紙及び現金引繼簿

收支出納長取扱 命令主任縣縣出 納員納員	領收証書用紙 引出枚数返付枚数	引繼現金 年月日	取扱縣出 納員職氏 名印
自第...号 至第...号	自第...号 至第...号	円	

備考 一、この引繼簿は出納長主任縣出納員において常時保管するものとする。

様式第三十一号の三(B列五号)

領收済報告書

昭和 年 月 日

所属所

縣出納員 氏 名 印

收支命令者 氏 名 宛  
出納長(主任縣出納員)

昭和 年 月 日から昭和 年 月 日の間における歳入金左記の通り領收済に付報告致します。

領收月日	領收証書 番号	金額	種別	納入住所 及び氏名	備考
自第...号 至第...号	円				

様式第六十三号の二

振替貯金受取整理簿

年 締	振替貯金受取 通知書 番号	振替貯金 通知額	振替貯金 通知額	振替貯金 通知額	振替貯金 通知額	振替貯金 通知額	振替貯金 通知額	振替貯金 通知額	振替貯金 通知額	振替貯金 通知額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

00438

備考

- 1、払込高通知書番号及び振替貯金払込高通知額欄は取まとも郵便局から通知する公金振替貯金払込高通知書により記載するものとする。
- 2、この振簿は月計累計を附するものとする。

◇鳥取縣訓令甲第二十五号

各部部長	各麻長	收 支 命 令 者	出 納 長	縣 出 納 員	縣 金 庫 員
------	-----	-----------	-------	---------	---------

昭和二十五年六月鳥取縣訓令甲第十号收支命令者、出納長、副出納長、縣出納員 支払通知認証員及び縣金庫の印章を次のように改める。

昭和二十五年十月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

告 示

◇鳥取縣告示第五百三十九号

昭和二十二年閣令、内務省令第一号第八條の規定により東伯郡東郷松崎村長及び、同村議會議員の候補者につき覚書に掲げる條項に該当するものでない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十五年十月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

昭和二十五年十月三十日から  
同 年十一月三日まで

◇鳥取縣告示第五百四十号

蚕業技術指導所の名称、位置及び管轄区域を次のように定める。

昭和二十五年十月二十七日  
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

名称	位置	管轄区域	業務開始年月日
八頭蚕業技 術指導所	八頭郡賀茂村	八頭郡一円	昭和二十三年 九月十八日
岩美同	鳥取市東町	鳥取市及び 岩美郡一円	同二十五年 十月一日
氣高同	氣高郡浜村町	氣高郡一円	同二十三年 九月十八日
東伯同	東伯郡倉吉町	東伯郡一円	同
西伯同	米子市立町 及び日野郡一円	米子市、西伯郡 同	同

◇鳥取縣告示第五百四十一号

耕地整理換地処分補助規程を次のように定める。

昭和二十五年十月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

耕地整理換地処分補助規程

第一條 耕地整理事業施行地の換地処分の促進を図るた

めこれを行う者に対してはこの規程によつて予算の範圍内で補助金を交付する。但し別に國又は縣から補助金、助成金又は奨励金などの交付を受ける場合はこの限りでない。

2、この規程で換地処分とは耕地整理事業施行地の確定各筆、測量、換地説明書並びに附屬書類の作製、及び登記事務その他これに必要な諸手續をいう。

第二條 補助金は実地検査の上換地処分に要する費用の五割以内を交付する。

第三條 補助金の交付を受けようとする者は、補助申請書(第一号様式)に次に掲げる書類を添えてこれを知事に提出しなければならない。

一、事業計画書(第二号様式)

二、收支予算書

2、前項の書類のほか知事は必要と認める書類の提出を命ずることができる。

第四條 補助金の交付を適當と認めたときは指令を交付する。

第五條 補助金交付の指令を受けた者が第三條の書類に記載した事項につき重要な変更を加えようとするときは変更事由を知事に届け出て承認を得なければならない。

5。

2、前項の届出があつた場合でも知事が必要があると認めるときは計画の変更その他必要な措置を命ずることができる。

第六條 補助金は補助金請求書(第三号様式)に事業成績書(第二号様式)及び收支精算書(第四号様式)を添えて知事に請求しなければならない。

第七條 知事はその職員に書類会計物件などを検査させて補助金の交付を受ける者に対し指導監督上必要な処置をとらせることができる。

第八條 補助金の交付を受けた者は補助金受領後一月以内に收支決算書を知事に提出しなければならない。

第九條 次の各号の一にあてはまるときは知事は補助金交付の指令を取消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返させることができる。

一、この規程に違反したとき又は不正の行爲があると認めるとき  
二、換地処分が事業計画書及び收支予算書に適合しないとき

附 則

1、この規程は公布の日から施行し昭和二十五年四月一日から適用する。

2、昭和二十一年一月鳥取縣告示第三号「耕地整理換地処分補助規程」は廃止する。

(第一号様式)

耕地整理換地処分補助申請書

標記の事業を施行致したいから耕地整理換地処分補助規程により補助して下さいますよう關係書類を添え申請致します。

昭和 年 月 日

事業主体

代表者氏 名 印

知 事 宛

(第二号様式) 事業計画書(又は事業成績書)

地区	施行面積	同 上 内 訳		平均事業負担区分	摘要
		田	畑		
町	町	町	町	円	円
町	町	町	町	円	円
計				円	円

(第三号様式) 耕地整理換地処分補助金請求書(第一回)  
 一金 円也  
 但しこれは耕地整理換地処分の爲支出した金額  
 円に対する補助金  
 昭和 年 月 日鳥取県受耕第 号補助指令  
 による標記の補助金を御交付願いたく關係書類を添え  
 請求致します。

昭和 年 月 日

事業主体 代表者氏 名印  
 知事宛  
 (第四号様式) 收支精算書

収入		支出		計		附記
前回まで収入額	今回収入額	前回まで支出額	今回支出額	計	計	
円	円	円	円	円	円	
計						

◆鳥取縣告示第五百四十二号

鳥取縣「すいか」検査條例施行規則第七條第一項の規定により鳥取縣「すいか」検査手数料証紙売捌人を次の通り指定した。

昭和二十五年十月二十七日

住 所	氏 名
鳥取縣知事 西 尾 愛 治	
鳥取市東品治町一九〇五	鳥取縣販売農業協同組合 連合会長 足鹿 覚
東伯郡倉吉町明治町 一〇三二ノ一	東伯郡同 近池 利勝

◆鳥取縣告示第五百四十四号

農村工業対象工場を次の通り登録した。

昭和二十五年十月二十七日

登録番号	工場名	所在地
第五十一号	鳥取市、岩美郡農業協同組合魚肥加工々場	岩美郡大岩村
第五十二号	散岐村農業協同組合	八頭郡散岐村

第五十三号	浜村町同	搾油工場	氣高郡浜村町
第五十四号	東郷村同	製材所	氣高郡東郷村
第五十五号	東伯郡農業協同組合連合会上井食肉加工々場		東伯郡上井町
第五十六号	八橋農業協同組合		同 八橋町
第五十七号	社村農業協同組合加工工場		同 社村
第五十八号	北谷村農業協同組合作業場		同 北谷村
第五十九号	南谷村農業協同組合		同 南谷村
第六十号	上小鴨村同		同 上小鴨村
第六十一号	長瀬村同		同 長瀬村
第六十二号	縣販連農産化工米子工場		同 米子市
第六十三号	大幡村農業協同組合		同 西伯郡大幡村
第六十四号	和田村同		同 和田村
第六十五号	上道村同		同 上道村
第六十六号	尙徳村同		同 尙徳村
第六十七号	米子市第一同	製油工場	同 米子市
第六十八号	縣販連農産化工大篠津工場		同 西伯郡大篠津村
第六十九号	共和農業協同組合		同 余子村

- 第七十号 大園村同 同 大園村
- 第七十一号 大山村同 同 大山村
- 第七十二号 觀音寺同 米子市
- 第七十三号 大篠津村同 西伯郡大篠津村
- 第七十四号 賀茂村同 八頭郡賀茂村
- 第七十五号 船岡村同 同 船岡村
- 第七十六号 美保酪農同 鳥取市
- 第七十七号 田 後同 東伯郡長瀬村
- 第七十八号 小鷲河村同 氣高郡小鷲河村

◇鳥取縣告示第五百四十五号

昭和二十五年年度兒童福祉施設保母試驗に次の者が合格した。

昭和二十五年十月二十七日

- 鳥取縣知事 西 尾 愛 治
- 鳥取市 田中美智江 浜部 博子 山本 弥生  
井上 瑛子 松岡 翠 鉄本 敦子  
宮脇 松代 山本 花枝 奥田美智子  
石田 幸子 清水 愛子 岩田 具子

- 鈴木美也子 山内 千恵 鹿田 弘子  
磯山 吉子 太田 和子 定平 幸子  
岡久 幸子 美田弥生子 太田 悦子  
元木 麗子 山根 悦子 松原久美子  
大平千恵子 田代千鶴子  
米子市 本田 繁子  
岩美郡 土井登喜子  
八頭郡 滝田あつ子  
高垣 方子 高垣 春榮 中沢 参子  
中島 美夏 高垣 綾子 南條 康子  
氣高郡 井上 貞子 佐々木八重子 加藤 礼子  
梶川 文子 小谷 治子 江谷喜和子  
田中 清子 岩本 昌子 中川 ツヤ  
福原 愈恵 谷本 博子 福井南都子  
林 紀子 田口 依子 山崎 幸子  
中田 安子 谷口 知子 高尾 友孝  
前田 麗子 田中富美子 酒井 静子  
涌島壽美恵 前田 久子 矢田 睦子  
福樂 玲子 石賀 幸子 向井 文枝  
足羽きよ子 古木恵美子 西村三枝子  
大東 和子 西村 文子 国頭 康子  
浅中 郁子 泉谷 静子 榊原 清子  
兵庫縣 日浦ちあき 山城 悦子 中村五十鈴

選挙管理委員会告示

◇鳥取縣選挙管理委員会告示第六十八号

政治資金規正法第十二條及びこれを準用する第十八條の規定により提出された報告書の要旨は左の通りである。  
昭和二十五年十月二十七日

鳥取縣選挙管理委員会委員長 上 根 政 幸

政党、協会その他の団体の收支に関する報告書要旨

一、種類 政治資金規正法第十二條及びこれを準用する第十八條の規定による報告書

二、期間 自昭和二十五年五月一日 至同 年八月三十一日

三、報告書の要旨

団体名	寄附及び収入又は寄附の総額		一件千円以上の寄附の総額		一件五百円以上の寄附の総額		支出の総額		一件千円以上の支出の総額		一件五百円以上の支出の総額		報告書受理年月日
	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	
救国青年連盟鳥取縣支部	1	1,380	1	1,380	1	1,380	1	1,380	1	1,380	1	1,380	昭和二五、二七
鳥取縣医政連盟	1	1,380	1	1,380	1	1,380	1	1,380	1	1,380	1	1,380	九、二七
鳥取縣海外残留同胞引揚促進同盟	1	1,380	1	1,380	1	1,380	1	1,380	1	1,380	1	1,380	九、二七
鳥取縣中部労働組合協議会	1	1,380	1	1,380	1	1,380	1	1,380	1	1,380	1	1,380	九、二七



00447

四、主要な寄附者及び支出

(一) 寄附者

政党、協会その他の団体名	寄附の総額	件数	寄附者の氏名 又は団体名	職業	住所又は主たる 事務所の所在地
1 日本共産党鳥取縣因幡地区委員会	一、〇〇〇、〇〇〇 <sup>円</sup>	一	大前 隆	書籍業	鳥取市吉方町
	一、八〇四、九〇〇	一	寺坂 友雄	なし	岩美郡津ノ井村
	六三三、〇〇〇	一	鈴木 鋭	労働者	鳥取市今町
	五〇〇、〇〇〇	一	西原比呂志	農業	氣高郡鹿野町
	一、〇〇〇、〇〇〇	一	松山 和男	なし	鳥取市西町
	一、七〇〇、〇〇〇	一	木島 庄平	なし	八頭郡若櫻町
2、同 鳥取縣東伯地区委員会	五〇〇、〇〇〇	一	洞ヶ瀬菊雄	日農書記	東伯郡長瀬村田後
	一、五〇〇、〇〇〇	一	赤本 力藏	農業	同 八橋町
3、自由党鳥取縣支部	一五、〇〇〇、〇〇〇	一	稲田 直道	農礦業	鳥取市古市
	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一	門脇勝太郎	会社重役	東伯郡倉吉町字越中町
	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一	徳安 実藏	同	東京都港区芝白金猿町
	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一	手島 雄二	同	神奈川縣大磯町山王町
	五、〇〇〇、〇〇〇	一	建部 邦雄	材木商	八頭郡智頭町中田
4、同鳥取縣中部会	一、二、〇〇〇、〇〇〇	一	門脇勝太郎	会社員	東伯郡倉吉町越中町

00448

(二) 支出

政党、協会その他の団体名	支出の総額	件数	支出の目的
1、日本共産党鳥取縣委員会	六〇、〇〇〇、〇〇〇 <sup>円</sup>	三	寄附(選挙費用として板野勝治、福本和夫へ)
	三、五〇〇、〇〇〇	二	党費(日共中国地方委員会へ)
	六、一〇〇、〇〇〇	三	借入金返済
	二、一六〇、〇〇〇	一	交通費
	三五、三〇〇、〇〇〇	三	人件費
2、同 鳥取縣因幡地区委員会	四三、八三〇、〇〇〇	五	人件費
	一、〇〇〇、〇〇〇	一	旅費
	一、〇〇〇、〇〇〇	一	事務所費
	三、三七四、〇〇〇	一	党費(日共鳥取縣委員会へ)
3、同 鳥取縣東伯地区委員会	一三、一三八、〇〇〇	三	人件費
4、同 伯西地区委員会	四、三六六、〇〇〇	二	電話料
	三、〇〇〇、〇〇〇	一	紙代
5、日本社会党鳥取縣支部連合会	四、五〇〇、〇〇〇	二	人件費
	二、〇〇〇、〇〇〇	一	借入金返済



6、同	鳥取縣支部連合会鳥取市支部	一、〇〇〇、〇〇	一	演説会費
7、同	米子支部	二、〇〇〇、〇〇	一	党旗作成代
		一、〇〇〇、〇〇	一	メーデー共催費
8、自由党鳥取縣支部		四、二〇〇、〇〇	三	家賃
		七、〇〇〇、〇〇	五	人件費
		三、六二二、〇〇	二	電話料
		六、〇〇〇、〇〇	二	手当
		三、〇〇〇、〇〇	一	家賃
		一〇、二二一、〇〇	一	選挙費用
9、同	鳥取縣中部会	八、〇〇〇、〇〇	一	事務所費
		二、〇〇〇、〇〇	一	諸雜費
		二、七六〇、〇〇	一	通信費

昭和二十五年十月二十七日印刷  
昭和二十五年十月二十七日発行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)  
(第三種郵便物認可)

印刷所

鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町

鳥取縣  
鳥取縣  
鳥取縣